



2025年10月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2025年10月3日付け、税務局発行の外国人が本国へ帰任する場合の個人所得税政策に関するオフィシャルレター第4221/CT-CS号	PIT
<u>2</u>	2025年10月10日付け、ダナン税務局発行の仲介取引所の従業員に係る報奨金の個人所得税の申告に対するガイドに関するオフィシャルレター第1806/DAN-QLDN2号	PIT
<u>3</u>	国会常務委員会は、個人所得税における扶養控除額の調整に関する決議を可決し、2026年課税年度から正式に適用されることとなった。	PIT
<u>4</u>	2025年10月22日付け、税務局発行の資産賃貸収入に係る税務政策に関するオフィシャルレター第4613/CT-CS号	PIT
<u>5</u>	2025年9月29日付け、税務署発行の企業科学技術開発基金の使用原則に関するオフィシャルレター第4093/CT-CS号	CIT
<u>6</u>	2025年10月21日付け、税務局発行のベトナム・フランス間二重課税防止条約における貸付金利息の適用に関するオフィシャルレター第4554/CT-CS号	CIT

内容

<u>7</u>	2025年9月29日付け、カントー市税務局発行の還付申請期間における売主の税金滞納に伴う買主の付加価値税還付不可に関するオフィシャルレター第2909/CTH-QLDN1号	VAT
<u>8</u>	2025年10月3日付け、ドンナイ省第3地方税務支局発行の政令第174/2025/NĐ-CPの規定による付加価値税減税に関するオフィシャルレター第8432/TCS3-QLDN2号	VAT
<u>9</u>	2025年10月7日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第4280/CT-CS号	VAT
<u>10</u>	2025年10月14日付け、税務総局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第4415/CT-CS号	VAT
<u>11</u>	2025年10月15日付け、ドンナイ省税務局発行の非現金決済に関するオフィシャルレター第4850/DON-QLDN1号	VAT
<u>12</u>	2025年10月17日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第4500/CT-CS号	VAT

内容

<u>13</u>	2025年10月20日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第4512/CT-CS号	VAT
<u>14</u>	2025年10月27日付け、税務局発行の「立替払」および「代行徴収」に対する税務政策に関するオフィシャルレター第4696/CT-CS号	VAT
<u>15</u>	2025年10月10日付け、政府発行の一部品目に係る輸出税率の改正に関する政令第260/2025/NĐ-CP号	IET
<u>16</u>	2025年9月17日付け、ホーチミン市税務局発行の2025年における納税期限の延長に関する通知第7980/TB-TPHCM号	OTH
<u>17</u>	2025年10月21日付け、財務省が公布した、、財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続に関する決定第3563/QĐ-BTC号	OTH
<u>18</u>	2025年10月2日付け、税務署発行のインボイス発行時点に関するオフィシャルレター第4169/CT-CS号	INV

内容

<u>19</u>	2025年10月15日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第4448/CT-CS号	INV
<u>20</u>	2025年10月16日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第4457/CT-CS号	INV
<u>21</u>	2025年10月27日付け、税務局発行の貨物通関後の付加価値税インボイスの修正に関するオフィシャルレター第4707/CT-CS号	INV

新情報 2025年10月

1 外国人が本国へ帰任する際の個人所得税（PIT）

2025年10月3日付け、税務局発行の外国人が本国へ帰任する場合の個人所得税政策に関するオフィシャルレター第4221/CT-CS号

ベトナムにおいて、2025年1月1日から2025年7月1日（業務終了日およびベトナム出国日）まで勤務した外国人について、企業が居住者区分として個人所得税を源泉徴収し、当該外国人本人が居住者区分としてベトナム国内で発生した業務に係る国外から支払われる所得を自ら申告する（個人所得税を累進課税方式により計算）場合であっても、実際には2025年1月1日から2025年7月1日までの期間におけるベトナム滞在日数が183日未満であるときは、ベトナム出国前に個人所得税の義務を完了する必要がある。納税者は、2025年1月1日から2025年7月1日までに発生した所得について、非居住者区分に基づき個人所得税の納税義務を判定する（ベトナムにおいて発生した総所得額に対し、支払元および受領場所を問わず20%の税率を適用して個人所得税を計算する）。

2 仲介取引所の従業員に係る報奨金の個人所得税の申告

2025年10月10日付け、ダナン税務局発行の仲介取引所の従業員に係る報奨金の個人所得税の申告に対するガイドに関するオフィシャルレター第1806/DAN-QLDN2号

不動産取引業法の規定に基づき、不動産仲介業の職業資格証を有する不動産仲介サービス業を営む個人事業者であり、不動産取引所サービス業者または不動産仲介サービス業者の従業員ではなく、かつ当該企業の従業員でもない者が報奨金を受け取る場合には、2019年6月13日付け第38/2019/QH14号「税務管理法」第30条の規定に従い、生産・事業活動を開始する前または国家予算に対して義務が発生する前に税務登録を行い、税務機関から税コードの付与を受けなければならない。

そのうえで、企業が当該個人に報奨金を授与する際には、2020年10月19日付け政令第126/2020/NĐ-CP号第7条5項a点の規定に従い、企業は当該個人に代わって税を申告・納付する責任を負う。課税対象売上に対する税率は、付加価値税5%および個人所得税2%とし、これらの税率は、2021年6月1日付け財務大臣発行の通達第40/2021/TT-BTC号に添付の「事業所得に対する付加価値税および個人所得税の課税率一覧（附属書I）」に定められた業種分類に基づく。

2 仲介取引所の従業員に係る報奨金の個人所得税の申告

2025年10月10日付け、ダナン税務局発行の仲介取引所の従業員に係る報奨金の個人所得税の申告に対するガイドに関するオフィシャルレター第1806/DAN-QLDN2号

一方、企業が報奨金を支給する相手が不動産仲介取引所に所属する従業員であり、企業の従業員ではなく、また個人事業者でもない場合には、不動産仲介取引所の代理店または営業担当者に対する報奨方針に基づき、現物または金銭で支給する報奨金について、2013年8月15日付け財務大臣発行の通達第111/2013/TT-BTC号第2条2項c点およびe点の規定に従い、企業は個人所得税を源泉徴収する義務を負う。

具体的には、同通達第25条1項i点の規定に従い、1回あたり2,000,000ドン以上の所得に対して10%の源泉徴収税率を適用し、支給の際に当該税額を控除しなければならない。

3 個人所得税における扶養控除額の調整

国会常務委員会は、個人所得税における扶養控除額の調整に関する決議を可決し、2026年課税年度から正式に適用されることとなった。

2026年から具体的な新しい控除額は以下のとおりである。

- 納税者本人に対する控除額：月額15,500,000ドン（年間換算186,000,000ドン）。
- 扶養親族1人当たりの控除額：月額6,200,000ドン。

現行規定（納税者本人：月額11,000,000ドン、扶養親族：月額4,400,000ドン）と比較すると、新しい控除額は約41%引き上げられている。

この調整政策は、労働者の税負担軽減に寄与する重要な一步であり、同時に国家が経済・社会発展の成果を国民と共有しようとする姿勢を示すものと評価されている。

4 資産賃貸収入に係る税務政策

2025年10月22日付け、税務局発行の資産賃貸収入に係る税務政策に関するオフィシャルレター第4613/CT-CS号

1. 個人による資産賃貸活動の税務管理について

- 資産を賃貸する個人とは、住宅、敷地、店舗、工場、倉庫などの資産の賃貸（宿泊サービスを除く）、運転者を伴わない輸送手段や機械設備の賃貸、ならびにサービスを伴わないその他の資産の賃貸により収入を得る個人を指する。
- また、宿泊サービスを営む個人とは、観光客や短期滞在者に対する短期宿泊施設の提供、学生・労働者などに対する長期宿泊施設（アパートを除く）の提供、あるいは飲食サービスや娯楽手段を伴う宿泊施設の提供を行う者を指する。

新情報 2025年10月

4 資産賃貸収入に係る税務政策

2025年10月22日付け、税務局発行の資産賃貸収入に係る税務政策に関するオフィシャルレター第4613/CT-CS号

2. 年間売上高が100,000,000ドン未満の個人の税務管理について

暦年における生産・事業活動からの年間売上高が100,000,000ドン以下（2026年1月1日以降は200,000,000ドン以下）の個人事業者または個人経営者は、付加価値税法および個人所得税法の規定に基づき、付加価値税および個人所得税の非課税対象となる。個人事業者および個人経営者は、正確かつ誠実、完全に税務申告を行い、期限内に税務申告書を提出する責任を負い、その内容の正確性、誠実性、完全性について法的責任を負う。税務申告および税務申告書の提出方法については、2021年6月1日付け財務省発行の通達第40/2021/TT-BTC号第11条および第13条に定められている。

4 資産賃貸収入に係る税務政策

2025年10月22日付け、税務局発行の資産賃貸収入に係る税務政策に関するオフィシャルレター第4613/CT-CS号

3. eTax Mobileアプリケーションおよび申告書様式について

- 現在、個人向け電子税務アプリケーションにおいては、支払単位ごとまたは暦年単位での資産賃貸申告書の作成が可能となっている。eTax Mobileアプリケーション上では、2021年6月1日付け財務大臣発行の通達第40/2021/TT-BTC号に添付された様式「01/CNKD－個人事業者・個人経営者に係る税務申告書」に基づく申告機能が既にサポートされている。
- 資産賃貸活動に係る税務申告書については、同通達に添付の様式「01/TTS－資産賃貸活動に係る税務申告書」に基づき、税務総局において今後、当該申告機能のアップグレードが実施される予定である。

5 企業科学技術開発基金の使用原則

2025年9月29日付け、税務署発行の企業科学技術開発基金の使用原則に関するオフィシャルレター第4093/CT-CS号

企業が科学技術開発基金を使用して研究開発活動用の固定資産を取得し、当該固定資産がまだ減価償却を完了していない段階で事業活動に転用する場合、当該固定資産の残存価額は「その他の所得」として法人税の課税対象に算入される。また、当該固定資産の残存価額については減価償却費として損金算入が認められ、法人税課税所得の計算上、損金算入することができる。

6 ベトナム・フランス間二重課税防止条約における貸付金利息

2025年10月21日付け、税務局発行のベトナム・フランス間二重課税防止条約における貸付金利息の適用に関するオフィシャルレター第4554/CT-CS号

ベトナムとフランスとの間の租税条約には、貸付に係る利息所得に関する規定は設けられていない。銀行が得る利息所得は、ベトナム・フランス租税条約第20条に定める「その他の所得」には該当しないものとされる。したがって、ベトナム・フランス租税条約の規定に基づき、銀行の利息所得を免税とする根拠はなく、当該利息所得は、ベトナムの税法の規定に従い、ベトナムにおいて法人税の課税対象となる。

7 還付対象期間において売主に税滞納がある場合、買主は付加価値税の還付を受けることができない

2025年9月29日付け、カントー市税務局発行の還付申請期間における売主の税金滞納に伴う買主の付加価値税還付不可に関するオフィシャルレター第2909/CTH-QLDN1号

2025年7月の還付申請期間または2025年第3四半期の還付申請期間以降、企業が2024年付加価値税法第15条1項の規定に基づき還付対象となり、かつ同条第9項および第10項の規定を満たす場合には、輸出に係る付加価値税の還付申請書を提出するものとする。

2024年付加価値税法第15条9項c点に定める還付条件について、売り手が当該還付対象期間に対応する課税期間の付加価値税申告書を未提出である（提出期限未到来の場合を含む）、または当該課税期間に係る付加価値税を滞納していると確認された場合、企業は当該売り手の課税期間に対応するインボイスについて付加価値税の還付を受けることはできない。

還付を受けられない付加価値税額については、2024年付加価値税法第14条1項に規定されており、かつ同条第2項の条件を満たす場合、企業は仕入税額控除を行うことができる。

8 政令第174/2025/NĐ-CPの規定による付加価値税減税

2025年10月3日付け、ドンナイ省第3地方税務支局発行の政令第174/2025/NĐ-CPの規定による付加価値税減税に関するオフィシャルレター第8432/TCS3-QLDN2号

企業が金属刃型、木製刃型、アクリル刃型等の製品を製造または加工する場合、販売製品について付加価値税減税の適用可否を以下の規定に基づき確認する。

- 企業は、製品コード、名称、内容を首相決定第43/2018/QĐ-TTg号に添付の付録に基づき照合し、あわせて政令第174/2025/NĐ-CPに添付の付加価値税減税対象外の財・サービス目録と対照する。当該製品が政令第174/2025/NĐ-CPに添付の目録に該当する場合には、付加価値税減税の適用は認められない。
- 企業が記載した製品コードはあくまで参考であり、企業は実際に販売する製品および当該企業における製品に関する資料・技術文書に基づき、付加価値税減税の適用を規定に従って自ら判定する。

9 付加価値税政策

2025年10月7日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第4280/CT-CS号

企業が2017年12月21日に輸出加工企業としての投資登録証明書を取得した場合、これは政令第18/2021/ND-CP号の施行以前であれば、投資登録機関が証明書を発給する際に、管轄税関機関から当該企業が税関検査・監督条件を満たすか否かについて意見を取得する責任は規定されていなかった。そのため当該企業については、管轄税関機関による税関検査・監督条件の充足性に関する検査は実施されていない。さらに、当該企業は、政令第18/2021/ND-CP号第28a条に定められた条件を満たしていないため、輸出加工企業の規定を適用しない旨を文書で税関機関に通知している。この場合、当該企業は通常企業と同様に、付加価値税の申告、納付、控除および還付を行うものとされる。

10 付加価値税（VAT）政策

2025年10月14日付け、税務総局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第4415/CT-CS号

政府電子新聞が実施する、党の方針および法律・政治に関する専門テーマ別の広報活動、ならびに各省庁・地方の活動および指導・運営に関する広報活動が、付加価値税法第48/2024/QH15号第5条14項および第15項、ならびに政令第181/2025/NĐ-CP号第4条8項に規定されている活動に該当する場合には、これらの活動は付加価値税の非課税対象となる。

一方で、政府電子新聞による上記の広報活動が、付加価値税法第48/2024/QH15号第5条14項および第15項、ならびに政令第181/2025/NĐ-CP号第4条8項に規定されている活動に該当しない場合には、付加価値税の非課税対象には該当しない。

11 非現金決済

2025年10月15日付け、ドンナイ省税務局発行の非現金決済に関するオフィシャルレター第4850/DON-QLDN1号

企業が、政府の2025年7月1日付け、政令第181/2025/ND-CP号第26条の規定に基づき、第三者を通じて非現金決済により支払委託を行って取得した貨物・サービスがあり、かつ、2024年11月26日付けの国会発行の法律第48/2024/QH15号第14条2項および現行関連法令に定められた仕入付加価値税控除の要件をすべて満たしている場合には、当該仕入に係る付加価値税を控除することが認められる。

12 付加価値税（VAT）政策

2025年10月17日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第4500/CT-CS号

原則として、付加価値税法においては、事業者の財貨の販売またはサービスの提供に関連しない収入（賞与を含む）は、付加価値税の課税標準に算入しない旨が規定されている。したがって、当該賞与が財貨の販売またはサービスの提供に関連しないものであると判断される場合には、付加価値税の課税対象外となり、インボイスを発行する必要がない。

13 付加価値税（VAT）政策

2025年10月20日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第4512/CT-CS号

2025年7月1日以前において、企業がダナン国際空港の国際隔離区域内で事業活動を行う場合には、通達第149/2010/TT-BTC号第2条の規定に基づき付加価値税の税率0%が適用され、同通達第3条の規定に従って税関手続きを行うことができる。しかし、付加価値税の控除・還付のための書類が不備である場合、または（20,000,000ドン以上の貨物・サービスに対する）銀行決済の条件を満たしていない場合には、当該企業は売上側の付加価値税を計上する必要はありませんが、仕入側の付加価値税を控除することもできない。

2025年7月1日以降は、企業は国会発行の法律第48/2024/QH15号「付加価値税法」および政府の2025年7月1日付け政令第181/2025/NĐ-CP号の規定に従って実施するものとする。

新情報 2025年10月

14 「立替払」および「代行徴収」に対する税務政策

2025年10月27日付け、税務局発行の「立替払」および「代行徴収」に対する税務政策に関するオフィシャルレター第4696/CT-CS号

事業者が国家機関のために代行徴収または立替払を行い、当該業務に関連して国家機関から手数料等の報酬を受け取る場合であっても、当該取引が当該事業者による商品販売またはサービス提供に該当しないときは、当該商品販売・サービス提供に係る付加価値税の課税価格には、国家機関のために行う代行徴収または立替払に係る金額およびこれに関連して国家機関から受け取る手数料等を含めないものとし、インボイスを発行する必要はない。

新情報 2025年10月

15 一部品目に係る輸出税率の改正

2025年10月10日付け、政府発行の一部品目に係る輸出税率の改正に関する政令第260/2025/NĐ-CP号

2025年10月10日、政府は政令260/2025/NĐ-CP号を公布し、政令26/2023/NĐ-CP号の附属書I（課税品目表に基づく輸出税率表）において、品目番号71.13、71.14および71.15に属する一部品目の輸出税率を、政令260/2025/NĐ-CP号に添付された附属書に規定される新たな輸出税率に改正する内容となっている。詳細については政令260/2025/NĐ-CP号を参照されたい。同政令は2025年10月10日より施行される。

これにより、政令第260/2025/NĐ-CP号は、政令第26/2023/NĐ-CP号に添付されている附属書 I（輸出税率表、特惠輸入税率表、品目表並びに絶対税、混合税、税率割当外輸入税率に関する規定を含む）に規定される一部品目の輸出税率を以下のとおり改正するものである。

具体的には、政令第26/2023/NĐ-CP号の附属書I（課税品目表に基づく輸出税率表）において、品目番号71.13、71.14および71.15に属する一部の品目の輸出税率を、政令第260/2025/NĐ-CP号に添付された付属書に規定される新たな輸出税率に改正する。詳細は政令第260/2025/NĐ-CP号を参照してください。同政令は2025年10月10日より施行される。

16 2025年における納税期限の延長

2025年9月17日付け、ホーチミン市税務局発行の2025年における納税期限の延長に関する通知第7980/TB-TPHCM号

納税者の困難を解消し、企業および国民の生産・経営活動を促進するため、政府は2025年4月2日付けの政令第81/2025/NĐ-CP号により、国内において生産または組立てられた自動車に係る特別消費税の納付期限延長を規定し、また同日付けの政令第82/2025/NĐ-CP号により、2025年における付加価値税、法人税、個人所得税および土地使用料の納付期限延長を規定した。

2025年8月26日、ホーチミン市税務局は、2025年における特別消費税、付加価値税、法人税、個人所得税および土地使用料の納付期限延長に関する通知第5735/TB-TPHCM号を納税者に送付した。納税者が政令第81/2025/NĐ-CP号および政令第82/2025/NĐ-CP号に基づき、特別消費税、付加価値税、法人税、個人所得税および土地使用料を期限どおりに適切に納付できるよう支援することを目的としている。

17 財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続き

2025年10月21日付け、財務省が公布した、財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続に関する決定第3563/QĐ-BTC号

本決定により定められた行政手続は以下のとおりである。

1. 申告責任を負う構成単位の確定に関する通知および構成単位一覧表の提出；
2. 申告責任を負う構成単位に係る税務登録または税務登録情報の変更；
3. 適格国内最低補足税（QDMTT）の規定に基づく補足法人税の申告；
4. 所得合算ルール（IIR）の規定に基づく補足法人税の申告

17 財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続き

2025年10月21日付け、財務省が公布した、財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続に関する決定第3563/QĐ-BTC号

- 上記すべての手続は、税務局傘下の大企業税務署が直接受理し、処理を行うものとされている。
- 書類提出方法について、決定第3563/QĐ-BTC号では次のように規定している。
- 申告責任を負う構成単位の確定に対する通知に関しては、税務機関への直接提出、郵送、または電子取引ポータル上での提出のいずれの方法でも行うことができる。
 - その他の様式および申告書（税務登録、税務登録情報の変更、QDMTTおよびIIRに関する税務申告を含む）については、電子取引ポータルを通じてオンラインで提出することが義務付けられている。

17 財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続き

2025年10月21日付け、財務省が公布した、財務省の管理機能の範囲内における多国籍企業（MNE）およびベトナム国内で活動する構成事業体に係る新たな税務管理分野の行政手続に関する決定第3563/QĐ-BTC号

現在、電子取引ポータルは、納税者による構成単位通知の提出および税務登録・登録情報変更の実施を支援するために運用が開始されている。

なお、申告責任を負う構成単位の確定に関する通知は、企業が税務登録または税務登録情報の変更手続を行う前に、必ず提出提出を完了していなければならない点に留意する必要がある。

企業においては、電子取引ポータルへの早期アクセスおよび利用を推奨されており、システムへ操作への習熟ならびに技術的問題への早期対応を通じて、法定期限内に書類を確実に提出することが求められる。

新情報 2025年10月

18 インボイス発行時点

2025年10月2日付け、税務署発行のインボイス発行時点に関するオフィシャルレター第4169/CT-CS号

政令第70/2025/ND-CP号第1条6項b点および通達第32/2025/TT-BTC号第6条1項に規定されるサービスについて、インボイスの作成時点は、関係当事者間でデータの照合が完了した時点とされる。ただし、当該時点は遅くとも、当該サービス提供が発生した月の翌月7日まで、または契約期間の終了日から起算して7日以内でなければならない。（「契約期間」とは、販売事業者と購入者との合意に基づき、提供された商品・サービスの数量を算定するための基準となる期間を指する。）

新情報 2025年10月

19 インボイスの対策

2025年10月15日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第4448/CT-CS号

企業が合併される場合において、契約やその他の資産および義務に関連してインボイスの調整または差替えが発生した場合、合併を受ける企業は、2020年10月19日付け、政令第123/2020/ND-CP号第19条（2025年3月20日付け、政令第70/2025/ND-CP号第1条13項により修正・補足）の規定に基づき、実際の経済取引内容を踏まえて、インボイスの調整・差替えを作成し、適切に実施しなければならない。

2025年10月16日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第4457/CT-CS号

輸送サービス業を営む場合のインボイスの記載事項については、政府の2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条7項b点に基づき、同政令により修正・補足された政府の2020年10月19日付け政令第123/2020/NĐ-CP号第10条6項a点の規定に従い、インボイス上には輸送手段のナンバープレート番号および運行経路（出発地－到着地）を記載しなければならない。また、デジタルプラットフォーム上で貨物輸送サービスを提供する、電子商取引を行う運輸事業者の場合には、輸送される貨物の名称、発送者の氏名、住所、税コードまたは識別番号をインボイス上に明記しなければならない。

さらに、電気、水道、通信、情報技術、テレビ放送、郵便および宅配、銀行、証券、保険などの特殊な商品・サービスを、慣習的な請求期間に基づいてインボイスを提供する場合、または医療サービス（診療・治療）のようにデータ照合後にインボイスを発行する場合には、売り手はインボイスに添付する明細書を使用することが認められている。

2025年10月16日付け、税務局発行のインボイスに関するオフィシャルレター第4457/CT-CS号

ただし、輸送サービスはこのような明細書を添付してインボイスを発行することが認められている。

インボイス上に表示される文字はベトナム語で記載する必要がある。外国語を併記する場合は、外国語をベトナム語の右側に括弧（ ）内に記載するか、またはベトナム語の下に小さい文字サイズで記載する。取引の特性や管理上の要請に応じて、インボイス上に売買契約、輸送指令、顧客コード、その他の情報を記載することも可能である。

21 貨物通関後の付加価値税インボイスの修正

2025年10月27日付け、税務局発行の貨物通関後の付加価値税インボイスの修正に関するオフィシャルレター第4707/CT-CS号

輸出申告書における情報項目「インボイス価額」、「インボイス単価」、「課税価格」は、追加入力が認められない項目には該当しない。

すなわち、貨物がすでに税関手続きを完了し通関済みである場合であっても、その後、商品の売買価格の変更により、輸出申告書上の「インボイス価額」、「インボイス単価」、「課税価格」の各情報項目を修正する必要があるときは、通関後における補足申告手続きを行う必要があるものとし、当該手続きは2015年3月25日付け財務省通達第38/2015/TT-BTC号第20条（2018年4月20日付け通達第39/2018/TT-BTC号第1条9項により修正・補足）の規定に従って行うものとする。

また、インボイスの差替えまたは修正は、2020年10月19日付け政令第123/2020/NĐ-CP号第19条（2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条13項により修正・補足）の規定に基づいて行うものとする。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年10月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

